

(意見書案第7号)

自治体財政の充実・強化を求める意見書

地方分権一括法の施行以降、地方自治体の自己決定と自己責任の範囲は大幅に拡大し、地域住民生活に密着した事務を総合的に担う基礎自治体としての役割は高まっている。国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状においては、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能を維持し、地方自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保することが重要である。

しかしながら、経済財政諮問会議における「歳出・歳入一体改革」のこれまでの議論や竹中総務大臣の私的懇談会「地方分権21世紀ビジョン懇談会」などにおいては、地方交付税法定率分の引き下げ、抜本的な交付税算定基準の改革、不交付団体の増加を初めとする交付税見直しが提案されるなど、地方自治と公共サービスの基盤を揺るがしかねない状況となっている。

2007年度予算については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(骨太の方針2006)が経済財政諮問会議で取りまとめられ、これを受けて新年度概算予算作成が開始されることとなる。

よって、国においては、2007年度政府予算にあたって、効率性や財政コスト削減という観点だけではなく、地域住民が安心して暮らすために欠かせない事務事業の確保や、公共サービスの持つセーフティネット機能を担保し、地方への負担の押し付けを行うことのないよう、自治体財政の充実・強化を目指す立場から下記事項の実現について強く要望する。

記

- 1 国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状においては、地方交付税制度の財源保障と財政調整の機能を堅持し、自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保すること。
- 2 自治体財政再建と自治体財政の確立に向けた「税財政の三位一体改革」の第2期改革として、国から地方への過剰な関与を見直し、さらなる財源移譲と国庫補助負担金改革を進め、地域住民が安心して暮らせる分権改革の基盤確立につながる税財政制度の改革を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月29日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
経済財政政策・金融担当大臣

宛